

研究ノート

リベラル平等主義のリバタリアニズム批判の検討

森 村 進*

- I 序
- II キムリッカの『新版 現代政治理論』
- III ダンカンとマチャンの『リバタリアニズム 賛否両論』

I 序

リバタリアニズムは今日の政治哲学・社会哲学の世界で主流ではないにせよ重要な地位を占めているが、それに対する批判もまた多い。本稿では、最近出版された2冊の政治哲学の書物の中で平等主義リベラルが行っているリバタリアニズム批判を検討したい。その2冊とはW. キムリッカ著『新版 現代政治理論』(Kymlicka [2002])とクレイグ・ダンカン、ティボー・R・マチャン共著『リバタリアニズム 賛否両論』(Duncan and Machan [2005])である。前者はもっぱらノージックとゴティエの議論を批判し、後者の共著者の一人であるダンカンは共著者のマチャンの議論を批判している。私はいずれの批判も全体として成功していないと論じたい。

II キムリッカの『新版 現代政治理論』

ウィル・キムリッカはカナダのクイーンズ大学教授で、マルチカルチャリズムを中心に研究している平等主義リベラルの政治哲学者である。本書は1990年に原書初版が出た書物の新版であり、邦訳も出版されている。その「訳者あとがき」の言葉を借りれば、「キムリッカは本書において、功利主義、リベラリズム、リバタリアニズム、マルクス主義 [ただし、日本のマルクス主義の中では少数派で

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第5巻第1号2006年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

ある「分析的マルクス主義」に限られる——森村]、コミュニタリアニズム、シティズンシップ理論、多文化主義、フェミニズムという、主要な現代政治理論を取り上げ、見事な交通整理を行っている。しかも注目に値するのは、単なる交通整理にとどまることなく、鋭い思考力を存分に発揮して、キムリッカ自身の議論を展開している点である。……[本書が]英語圏では現代政治理論の標準的教科書の一つに数えられていることは、当然であるといえよう」(訳書617ページ)。

本稿では「第4章 リバタリアニズム」の部分だけを取り上げるが、私はかつてリバタリアンの立場からキムリッカ版マルチカルチャリズムに対する短い批判も書いたので(Morimura [2004])、関心がある方は参考にしていただきたい。なお本書の引用は邦訳書による。

キムリッカはリバタリアニズムの正当化論として、ノージックが『アナキー・国家・ユートピア』(Nozick [1974])で主張した「自己所有権の議論」と、ゴティエが『合意による道徳』(Gauthier [1986])で展開した「相互利益論としてのリバタリアニズム」と、「無制限の市場にはより多くの自由がある」(邦訳202ページ)という「自由としてのリバタリアニズム」の三種類を検討する。その他にも功利主義的な理由や「専制の危険の最小化」(邦訳150ページ)という理由で自由市場を持ち出すリバタリアンもいるが(その多くは経済学者)、両方とも状況依存的な議論だし道具的擁護論だとしてキムリッカは検討しない。

1 自己所有権論

自己所有権に基づくノージックのロック的財産権論に対してキムリッカが加える批判の多くは、分配的平等主義者のG. A. コーエンが『自己所有権・自由・平等』(Cohen [1995])の中で行っているものと同じ趣旨だが、私はすでにくつかの機会にそのような批判に対する応答をしたので(森村 [1995] 第2章; [1997] 第3章; [2001] 第2章)、ここでは繰り返しを避けて取り上げない。ただかなりキムリッカの議論に特有の以下の諸点について述べておく。

第一に、キムリッカは現在の財の権原は歴史的に見ればしばしば不正な略奪に起因しているのでノージックの権原理論がそれを正当化することはないと主張している(邦訳164—6ページ)。私はこれに対して、仮にそうだとしてもそれは

ノージック版の歴史的権原理論、特にその「移転の原理」と「匡正の原理」が不十分であることを示すにすぎないと答えない。——いかなる妥当な財産権制度も、法学の表現を借りれば、静的安全だけでなく動的安全も保護しなければならない。たとえ元来の権利者の権利をなくしてでも、取引関係にはいったり当該の財を保有していたりした人物の期待を権利として保護すべき場合はいくらでもある。それだからこそ、民法には即時取得や取得時効や消滅時効の制度が存在するのである。また不正行為の被害者がもはや存在しない場合は、その人の権利を救済する方法はそもそも存在しない。一部の論者は被害者の子孫が損害賠償を受け取る権利があるかのように論ずるが、それは相続の権利を必要以上に拡大するものである。不正行為の被害者がまだ生きている場合には、加害者は被害者に賠償したり財を返還したりすべきだろうが、現在の所有者が過去の不正行為に無関係な場合にまでその責任を負わせるべきではない——。

私のこの主張に対しては、財産権のこういった正当化はノージックの「歴史的」正当化とは異質だと反論されるかもしれないが(邦訳233ページ注5)、この主張は少なくとも無主物先占や合意による移転といった歴史的な権原を尊重するものだし、そして歴史的権原を尊重することは必ずしも動的安全の尊重とは矛盾しない。歴史的権原理論は即時取得や時効の制度を取り入れることによって一層妥当なものになる。むしろそれらの制度の具体的な内容を自己所有権の考慮から決めることはできず、ある程度恣意的に決定せざるをえないが、それはやむをえないことである。また私がノージックと違って動的安全を尊重するからといって、私見がロック＝ノージック的財産権からの原理的逸脱になるわけでもない。たとえば今日の平等主義リベラルの中で、ロールズが『正義論』で主張した「格差原理」をそのままの形で支持する論者はほとんどいないだろうが、それでも彼らの分配的正義論はロールズから決定的な影響を受けているので「ロールズの的」と言えよう。

キムリッカの自己所有権論批判の別の特徴として、ノージックが未所有の資源の専有を正当化する論拠として「どの他者の全般的状態も悪化させない」(邦訳169ページ)という「ロック的但し書き」だけをあげている、と解釈している点があげられる。キムリッカはノージックのこの主張に対して、その但し書きを満

足させる制度はノージックが想定している無主物先占だけではない、と反論する。

「なぜわれわれは、たとえば占有の機会を均等化する体系ではなく、早い者勝ちを占有の公正な手続きとして受けいれるべきなのであろうか。最も重要な価値——自分自身の人生を導くわれわれの能力——が、早い者勝ちという恣意的な考え方に従属しなければならないのだろうか。」(邦訳173ページ)

しかし早い者勝ちというルールは決して「恣意的」ではない。それには少なくとも三つの重要な理由がある。第一に、無主物をわざわざ最初に占有した人はその価値を発見したり利用したりする人である蓋然性が極めて高いから、このルールはすでに占有された資源の効率的活用を助ける。そのことと密接に関係して、第二にこのルールは資源の効率的活用を将来に向かって奨励する。そして第三に、無主物を占有する人は誰の現実の活動も制約するわけなしに自分の人身の自由を行使しているのだから、その物を取り上げることは占有者の自由を侵害することになる。無主物先占や“finders keepers”や“first come, first served”のルールがかなり普遍的に法や慣習に取り入れられているという事実も、早い者勝ちが決して恣意的な取り決めではないということを示唆する(Lueck [2004]を参照)。

この点からもわかるように、ロック＝ノージック的労働所有論は「ロック的但し書き」だけを論拠にしているわけではなくて、経済的効率性と人身の自由の拡張といった根拠をも持っているので、キムリッカが考えているよりもはるかに正当性がある。

しかしキムリッカはいずれにせよ無主物先占の制度は「ロック的但し書き」を満たさないから正当化できないと考えている。彼がそう考える理由の中でも特に重視するのは、「世界は原初的には未所有である」(邦訳177ページ)というノージックの想定は誤っている、というものである。「世界は共同所有されており、土地の使い途について平等な拒否権をおのおのが有しているとなぜ想定しないのであろうか」(同上)。G. A. コーエンは後者の想定をとったが、キムリッカもそれに共感を示す。しかしつとにリバタリアンが繰り返し指摘してきたことだが、誰も社会の全員の許可を得なければ土地を利用できないとしたら、人類はたちまち滅亡してしまうだろう。かりに平等主義者に譲歩して、世界がある意味では人類の共有財産だと仮定しても、それは全員の同意なしに私有財産への分割が可能

であるような共同所有形態（日本民法が256条で規定しているように。旧森林法186条はこの分割請求権を不合理・不必要に制限していたので、昭和62年4月22日最高裁で違憲判決が下された。）でなければならない。

キムリッカの自己所有権論批判の第三の特色に移る。彼は、人々は自分の身体に対しては支配権があると感じているが他人の身体に対してはそうでないという事実を軽視している。キムリッカは、「最も重要な人生設計において、われわれは自分自身の善の構想に沿って自由に行為できなければならない」（181ページ）という「実質的自己所有権」はリバタリアンが考える「形式的自己所有権」と違う、と主張している。

しかし人間は一人だけで生きているのではないから、「自分自身の善の構想に沿って」行動しようとすれば、他人の身体に侵害や強制を加えてしまう可能性が常にある。「実質的自己所有権」には権利の境界設定が事実上できないのである。そこで各人にとっての正当な行動の範囲を身体によって画するのが、キムリッカが非難がましくいう「形式的自己所有権」である。その自己所有権を各人がどのように活用するか、また活用できるかは本人の問題であって、政府が関与すべき事柄ではない、とリバタリアンは考える。

キムリッカが自己所有権テーゼの説得力を無視しているということは、彼が「福祉国家の見直しを求める市民の態度は自己所有権に関するリバタリアンの議論とは関係ない」と述べる個所（邦訳230ページ）にも現われている。しかし人々が自己所有権テーゼを信じていなかったら、彼らは重税を負担だとは思っても、それに怒りを感じずにはほとんどないだろう。大部分の人々は、人は自分の能力の行使によって得た利益を保有する道徳的な資格がある——たとえ不可侵の資格ではなくても——と信じている。それと対照的にキムリッカのような平等主義リベラルは、「[個々人の] 才能はいわれなき偶然によるものなので、政府が人々の才能を状況の一部として考慮し、したがって補償の要求の根拠になる」（161ページ）と信じているのだが、どれだけの人が本気でそう信じているだろうか？

キムリッカはこの章の最後の「リバタリアニズムの政治」という節で、リバタリアニズムが現代社会で持っている説得力は状況の平等化にともなうコスト（社

会的干渉や中央集権化や福祉国家の失敗や国家の能力への過度の信頼など) への着目から出ていると考えているが、リバタリアニズムの強さはそのような消極的な理由だけにとどまるものではない。

2 相互利益論

ゴティエ流相互利益論によるリバタリアニズムへのキムリッカの批判はもっと簡単にすませよう。というのは、私自身ゴティエの議論に全体として納得していないからである。ゴティエは合理的自己利益の考慮から道徳を導き出そうとするのだが、キムリッカによれば、われわれは現に道徳感覚を持っていて道徳の内部に居るのだから、道徳理論へのゴティエのアプローチ自体、大部分の人々がとらないものである。

私もキムリッカのこの主張にある程度は賛成する。しかしゴティエを擁護して言えば、彼は道徳の外部から出発して道徳の正当化を試みることによって、「なぜ道徳的であるべきなのか？」という、多くの倫理学者が無視している重要な問いに正面から答えようとした——その答えがどのくらい成功しているかはともかく——と言える。そしてこのアプローチは初めから人間の道徳性を前提するアプローチより根本的である。それに現実に多くの人々の行動において道徳の考慮はゼロではないにせよ大して大きな役割を果たしていないのだから、このアプローチは実践的にも無視できないはずである。

3 自由とリバタリアニズム

キムリッカは、「無制限の市場にはより多くの自由がある」という説は「リバタリアニズムに関する俗流の議論では最もよく持ち出されるもの」(241ページ)だが理論的にはあまり価値がないと考える。なぜなら、もしここで自己所有権論におけるように「自由」を権利の範囲として道徳的に定義するならば、確かに資本主義は個人の自由を制限しないが、その場合「自由」は理論的に独自の意義を持たないからである。これに対して、「自由」を道徳とは無縁に定義するならば、自由市場が最大の自由を保障するなどとはとても言えない。なぜならそれは貧しい人々の自由を大いに制限するからである。

私はリバタリアンの想定する自由とは自己所有権によって画される消極的自由のことであり、従ってもともと道徳的な観念だと思っているから、キムリッカの以上の議論には反対しない。しかし彼がここで徹底して「自由」を可算的な個別的・具体的諸自由として理解し、自由一般について論ずべき問題など存在しないと主張している（特に224ページ）ことは論点の先取りである。なぜなら自己所有権論者にとっては、信教の自由とか表現の自由とかいった個別的な諸自由はそれぞれ別々の結果によって評価され比較されるべきものではなくて、自己所有権という基本的な権利の多様な現われとして統一的に理解されるべきものだからである。

Ⅲ ダンカンとマチャンの『リバタリアニズム 賛否両論』

1 内容の紹介

今日のリバタリアンの理論家の中でも特に多産な一人が、チャップマン大学（カリフォルニア州）教授でオーバーン大学（アラバマ州）哲学部名誉教授のティボー・マチャン（1939年生まれ）である。彼は1970年代から、小説家・哲学者アイン・ランドに強く影響された新アリストテレス主義的人間性論に基づく自然権論のリバタリアニズムを数十冊にわたる著書や編著の中で展開してきて、リバタリアニズムの内でも外でも知られている。私もマチャンのヴァージョンとはまた異なるが自然権論のリバタリアニズムを主張しているのだから、彼の議論は気になっていたのだが、彼の著作があまりにも大量で、さらにどれが代表作なのかよくわからないので敬遠してしまい、今までいくつかの論文しか読んでこなかった。ところが今度、マチャンは平等主義リベラルとの論争の書である本書の中で自分のリバタリアニズムを一般読者向きに簡潔な形でまとめているので、心を入れ替えて読んでみた。

本書でマチャンの論争の相手になって福祉国家型平等主義を「民主的リベラリズム」の名の下に主張するのは、私はこれまで知らなかった人だが、クレイグ・ダンカンという1969年生まれのイサカ・カレッジ（ニューヨーク州）の哲学助教授である。一見すると、マチャンのようなベテランの相手としては軽量級の感じがする。（そのためでもないだろうが、本書の最初には平等主義的リベラリズム

に属する有名な哲学者マーサ・ナスバウムの序文が置かれていて、これは彼女自身認めているように決して中立的ではない。) だがダンカンの文章は理解に苦しみ点がほとんどないほど平易なので、ロールズやドゥオーキンのように独自の概念を駆使して面倒な議論をする論者よりもむしろ検討しやすい。

本書のフォーマットは次のようである。まず第Ⅰ部第1章でマチャンが自分のリバタリアニズムの概要を述べ、第2章でダンカンがそれを批判し、第3章でマチャンが批判に答える。後半の第Ⅱ部(第4章から第6章)では攻守所を換えて、ダンカンの主張、マチャンの批判、ダンカンの回答と続く。この形式からはある程度やむをえないことだが、前半と後半で同じようなテーマや議論が重複する部分がある。またダンカンの方が特にそうだが、二人ともアメリカの読者を念頭に置いて現代アメリカの具体的な例を出して書いているために、外国人である私には主張の適否を判断しかねる部分も少なくない。以下の内容紹介ではそのような部分にはほとんど触れない。

マチャンは第1章「リバタリアニズム擁護論：主権者たる諸個人」の前半で、アメリカ独立宣言の中で素描された政治原理と古典的リベラリズムの発展として理解されたリバタリアニズムの概要を述べる。

リバタリアニズムの根本的な主張は「人間の共同体の個々のメンバーは、独立し、自己を支配・統治しており (sovereign, self-ruling or self-governing)、正義にかなったいかなる法律のシステムも認めねばならない独立性を持った行為者である」(p.3) というものである。従ってそれは政治の領域に厳しい制約を課する。「秩序とか公平とか文化的優越性といったぐいのは『ボトムアップ』の統治の目標ではない。合意による共同体生活がそうなのである」(p.4)。政府の役割は市民の基本的な権利を守るところにあり、スポーツのゲームのレフリーのようなものとして確かに重要である。

ところが今日支配的な政治的立場は、左右いずれにせよ、もっと拡大した福祉国家を支持するものである。彼らの考えでは「[福祉国家が] ある人から取り上げるものは、財産であれ労働時間であれ、本当は何らかの自然な責務によって他の人々に負っているものであって、他の人々はそれに対する積極的な権利を持っている」(p.7)。しかしリバタリアンは、人間が本質的に社会的な存在だとは認

めても、その生活はヴォランタリーな協力の中でなされるものでなければならぬと考えている。

リバタリアニズムの政治的立場は現代世界の国内政治では反主流だが、国際的領域では生き生きとした力を持っている。自由意志に基づく社会、政治的自由、思想と信仰の自由、自由貿易、自由市場あるいは資本主義といった理念の世界的拡大は、グローバリゼーションという名の下で呼ばれている現象に他ならない。

リバタリアニズムの論拠として「人々が消極的自由の状態を享受するときには、誰もが最善の判断を下し、どこでも最も有益な帰結が実現する」(p.11)と主張されることがあるが、このような帰結主義のアプローチは賢明でない。なぜなら人がいつも道徳的に正しいことをするとは言えないからである。しかし道徳的問題については強制でなく説得によって影響を与えようとするべきである——人間は理性を持っており、それを使って生きていけるのだから。強制に訴えないからこそ、たとえば異なった宗教を信ずる人々の間で共存が可能になる。そして自由の実現のためには私有財産が必要である。

古典主義的リベラリズムやリバタリアニズムの思想の中で、特に多くの政治哲学者の間で評判が悪いのは個人主義の要素で、彼らはそれを「アトミズム」の名の下に非難する。個人主義は人間がロビンソン・クルーソーのように孤立して自足的に生きているかのように考えている、というのである。しかし古典的リベラリズムが想定している個人主義はそんなアトミズムではなくて、人は皆異なったユニークな存在であり各個人の思考と意識によって自分の生を支配する能力を持っているという考え方である。それはまた、ホップズ的な急進的個人主義のように価値の根本的な主観性まで主張するものでもなくて、「諸価値は客観的だが、それらはまたしばしば個人に特有のものであって、諸価値に道徳的意義を与えるためには自由な選択が必要である」(p.17)と主張して、政府による価値の押しつけに反対する。個人主義は経済の領域では個々人の目的や選好を尊重するために国家的制度ではなしに自由市場と結びつく。それはまた特殊利益の支配を排することによって、より繁栄する社会をもたらす。リバタリアニズムは法の領域では団体責任に反対して個人責任を支持する。リバタリアンが個人主義者でないことは難しい。

マチャンは第1章の後半で、このように解されたリバタリアニズムが政策についていかなる含意を持つかを述べる。彼はまず、ビジネスだけでなく賭博や売春やドラッグ使用を含む私的な活動への政府の規制一般に反対する。各人は他者の権利を侵害しない限り他者から強制的干渉を受けないという消極的自由を持っているからである。

消極的自由と対照的に、いわゆる積極的権利は他の人々に生産的労働を強いることによって自由を侵害するものだから、認めることはできない。幸福を追求する権利は、幸福にしてもらう権利ではない。それに消極的権利は衝突しないが、積極的権利は恒常的に衝突せざるをえないから、後者を認めると法の支配は失われ、圧力団体が保護を受けることになる。積極的権利の擁護者は、①貧しい人が生きていくためには積極的権利も必要だとか、②自由の保護を求める権利は積極的権利だからすべての権利は実際には積極的権利だとか主張するが、いずれの主張にも欠陥がある。①についていえば、自由な社会ではそんな窮乏は緊急の事態にしか起こりえず、それが起きた時には私的な支援がなされるだろう。②に対しては、自由の保護を求める権利は消極的自由権を前提としているし、また政府の保護を求める権利は自然権ではなく統治への合意から生じたものである、と答えられる。センヤナスバウムなど近年の積極的権利論者は「潜在能力 (capabilities)」の観念に訴えかけるが、彼らは人々がなぜ他の人々のニーズのために財の供出を強いられなければならないのか説明していないし、さらに『『何かがなされなければならない』から『政府がそれをしなければならない』という想定』(p.27)にも論理の飛躍がある。

次にマチャンはアメリカの企業や学校に課せられる強制的アフーマティヴ・アクションを組上に載せる。彼によれば、それは昔から行われてきた私的なアフーマティヴ・アクションと違って、デュープロセスと法の下での平等と結社の自由という憲法的原理に反するだけでなく、むしろその措置によって優先される集団に属する人々を無能者扱いすることで彼らへの偏見をかきたて、政府に巨大な権限を与えてしまうなど、百害あって一利もない。アフーマティヴ・アクションの強制はリベラル派に実質の伴わない自己満足を与えるだけである。

最後にマチャンは、リバタリアニズムはユートピア的だという批判に答える。

リバタリアニズムは政府を含めて誰も人の自由に干渉してはならないとする点で要求するところが大きい、よい生き方を政治的手段で強制しない点ではユートピアと違うし、人間は抑圧されているよりも自由である場合の方が幸福で道徳的になれるだろうと信じている点では現実主義的なのである。

ダンカン第2章「リバタリアニズムの誤り」で、マチャンの主張に対して4つの反論を提起する。まず「支えのない財産」の反論は、マチャンは課税を窃盗の一種とみなしているが課税前の財産権の道徳的正当化をしていない、というものである。ダンカンによれば財産権は所有者以外の人々の消極的自由を制約するから、消極的自由の尊重からは導き出せない。またマチャンは所有権の原始取得の擁護論も提出していない。

第二の反論は「尊厳の不十分な弁護」というものである。ダンカンによれば、人間の尊厳を尊重しないやり方には物理的な強制だけでなく私的な経済力も含まれる。尊厳の保護は経済的機会や安全や政治的影響力などへの公平なアクセスへの権利という「公平の諸権利 (fairness rights)」をも含む。これらの権利は積極的権利の性質も有するが、マチャンが積極的権利の欠陥としてあげるものを持っていない。またそれらは課税前の財産権とは衝突するが、第一の反論で述べたように、後者にはそもそも根拠がない。

第三の反論は「同意のディレンマ」である。マチャンは市民が政府に対して暗黙の同意を与えているように想定するが、その想定には無理がある、とダンカンは主張する。むしろ「政治社会は、その領域的性質のゆえに他の諸集団とは異なる。人はヴォランタリーにそこに加入することを決めるのではなくて、単純にその中に生まれつくのである」(p.56)と認めるべきである。それだからこそ、我々はメンバーの同意に値するような社会の基本的構造を求めなければならない。

最後の反論は「チャリティーの不十分さ」である。マチャンはかりに今の第三の反論を認めるとしても、政府の費用は課税でなく自由な拠出によってまかなわれるべきだと言うかもしれないが、ダンカンによればその主張は現実的でない。それには二つの理由がある。第一に、人々の私的な善意に俟っていたのでは市民の安全と公平への権利は実現されない。このことは、現代でも過去でも、自分の利益しか考えない多くの人々の行動を見れば明らかである。第二に「集合的行為

の問題」がある。フリーライダーの問題があるために公共財への十分な醸金が集まらないかもしれないし、仮にそれが集まったとしても、その場合、良心的な拠出者はフリーライダーに搾取されることになってしまう。

マチャンは第3章「公平——あるいは平等——は必須ではない」で、ダンカンのこれらの批判に一々答えるというよりは、ダンカンの批判の根底にある想定を批判する。マチャンのいう「公平」とは手続き的な公正のことではなくて、利益の平等のことである。ダンカンはそれが正義にかなった社会のしるしだと考えるが、これに対してリバタリアンは消極的自由の尊重こそがそうだと考える。(なおマチャンによれば、消極的自由はたとえば安全のように複数の価値の中の一つではなくて、いかなる価値の追求のためにも必要な前提条件だ (ch.3, n.18) とされるから、リバタリアン的な万人の自由の尊重は、財の平等な分配とは全く異なることになる。)

マチャンは平等主義を支持する議論の一つとしてロールズの『正義論』を批判する。マチャンによれば、ロールズは人間は皆社会的に決定されているのだから市場取引による富に値しないと考えたし、それどころか事実上自由意志と個人的責任を全く否定している。個人主義と個人権に対する別の反対論は、人々をそれぞれ別の諸個人ではなく社会とか共同体といった大きな全体のメンバーとして見てその全体への責務や忠誠を負わせようとする、社会主義者や共同体論者から来る。この見解は、人々の幸福が他の人々への非自発的服従ではなしに自分の生への支配権から生まれることを見逃している。人は他人の生活や労働への権利を持っていないのだから、人々の暮らし向きに間に不平等があることは不正ではない。財の分配はロールズやその追随者が言うように功績 (desert) にかなっていないかもしれないが、そもそも財産権は功績の問題ではない。国家を親や教師と同一視して、政府は国民すべてに彼らが欲しがるものを平等に与えなければならないと考えるべきではない。

金持ちはしばしば自由の友からも敵意を持って見られるが、彼らの富が征服や搾取のような不正な手段によるものでなければ、そのような敵意は正しくない。近代世界においては、多くの富は彼ら自身のイニシアティヴ (といくらかの幸運) の結果である。

ダンカンの理解する「人間の尊厳」は他人の生活や生産物を奪う余地を残すが、マチャンの理解によれば、人々はそれを分け合うなどという契約をしていないのだから、そんな余地はないのである。

第Ⅱ部の紹介はもっと簡単にすませよう。その理由は第一には、第Ⅰ部で述べられた主張の繰り返しが少くないからであり、第二には、私の見るところ、マチャンの長所は論敵の批判よりも自説の率直な開陳にあり、その逆にダンカンの長所は民主主義平等の正当化よりもリバタリアニズムへの批判にあるようだからである。二人の長所は第Ⅰ部の方で一層よく發揮された。

ダンカンによる第4章「民主的リベラリズム：尊厳の政治」はカントから想を得た「人間の等しい尊厳」(p.80. 強調は原文)の観念に基づく政治体制を構想する。ダンカンによればほとんどすべての人間は「責任ある選択」の基本的能力を持っているという点で平等である。人間生活のためには何らかの強制力と権威を持った政治社会が必要だが、人間の尊厳を尊重する政治体制はリベラル民主主義だけである。ダンカンはそこでいかなる基本的人権が認められるか、いかなる選挙制度と経済体制が望ましいかといった問題を論ずる。彼によればその体制は人々に機会の平等を与えなければならないが、その機会の平等は「仕事の人々の資格に応じて与えられ、あるいは拒否される」(p.101)という形式的な意味ではなくて、「仕事を求める人々はまず資格を獲得する平等な機会を持つ」という「機会の公平な平等」(p.102)として理解されねばならない——もっとも私的な家族を認める以上、そこから生ずる経済的不平等はどうしても残るが。それでもこの観点から見ると資本主義的な市場のもたらす結果はやはり正当でない。収入が各人の功績につりあっていないからである。この不公正を是正するために労働者所有企業や労働者協議会制度が適切だとされるし、また今のアメリカにおけるよりもずっと高い最低賃金制度や社会保障制度が要請される。ただしダンカンは互恵性の理想から、働く能力がある市民が公的援助を受けるためには雇用を求め必要があるとして、無条件のベーシック・インカムの制度には反対する。

この章は50ページ近く、本書全体の中で一番長い章だが、私は少々失望した。本書は哲学的な論争として企てられたはずなのに、この章の多くでダンカンは今日のアメリカの社会が彼の「尊厳の政治」の理想といかにかけ離れているかにつ

いて長々と述べているにすぎないからである。たとえばダンカンによれば、CEOの年収上位百人の平均額が平均的労働者の年収の千倍を超えていることは前者の人々の社会への貢献度とかけ離れているから正当化できないとのことだが(pp. 108f.)、彼は社会への貢献度をいかにして測定すべきかについてははっきりとした基準を述べていない。

マチャンは第5章「民主的「リベラリズム」の愚かさ」においてダンカンの議論を以下の点で批判する。——ダンカンの考える種類の平等の価値は、『正義論』のロールズの場合と同様、正当化されていない単なる直観にしか基づいていない。またダンカンの民主制礼賛は自由主義的でない民主制の可能性を無視しており、民主制への懐疑がなすすぎる。政治の場で尊重されるべき自由は能力としての自由ではなくて、強制の欠如としての自由である。さらにダンカンには課税によらない随意的な公的資金拠出方法を検討していない。——最後にマチャンは、ダンカンの想定する「尊厳」ある人間は他の人々の面倒を見る責任を課される一方で自己責任を負わない存在であるというパラドックスを指摘する。

最後にダンカンは第6章「民主的リベラリズムの擁護」でマチャンに対して四つの点で反論する。第一に、道徳的直観に訴えかけているという点では自分もリバタリアン自然権論者のマチャンも変わらない。第二に、自分も民主的決定の対象とならないような基本権を認めている。自分とマチャンの違いは、後者の方が民主的政府の権限を大幅に制限しているという点にある。第三に、政治的に重要な自由は、選択できるという能力としての自由である。なぜなら自分の選択したことができるということが本人にとって重要だからである。同様に差別の問題についても、法的な平等だけでは不十分で、実質的な平等をもたらすための立法が必要である。最後に、マチャンはリバタリアニズムの擁護のためにアメリカ建国の祖を持ち出すが、ジェファーソンやフランクリンやペインの著作を見れば、彼らをリバタリアンと解釈するのは無理である。

2 コメント

(1) 私はダンカン版リベラリズムの積極的な主張の中で賛成したい点はあまりないが、マチャンの議論に対するダンカンの批判の中には正鵠を得ているものが

いくつかあると思う。ただし私はそこからマチャンの主張が間違っているという結論を引き出すのではなく、マチャンの議論の不十分な点を補うことによって彼のリバタリアンな結論の多くが正当化できると言いたい。

第一に、マチャンも道徳的直観に訴えかけているという指摘はその通りである。マチャンは自分の人間性論からリバタリアンな自然権が必然的に導き出されるかのように書いているが、そこでは他から強制されない選択が至上の価値を持つ（しかし他者への介入によって可能になる選択はそうでない）とか、あるいは各人は自分の身体とその活動への支配権を持つという自己所有権テーゼといった道徳的直観が働いているのである。一般的に言って、何の直観もなしに規範道徳上の積極的な主張をすることは不可能である。規範倫理学で重要なのは、無理に道徳的直観なしにすますことではなく、自分の直観がどの程度説得力を持っているか、内的整合性を持っているか、誤った前提に基づいていないか、受け入れがたい帰結に至らないか、といった基準に照らして直観を評価することである。

私はこの点で、消極的自由を支持する根拠として自己所有権テーゼの持つ直観的説得力を持ち出すのが自然なように思う。マチャンの自然権論は自己所有権に言及しないが、暗黙のうちにそれを前提している。なぜならマチャンが理解している消極的自由は各人の身体と自分が作り出した財に対する他人の介入を禁止するものであり、その自由の領域は自己所有権テーゼが保護するものだからである。

<なぜ（積極的な）能力の実現よりも消極的自由の方が法的に優先されねばならないのか？>というダンカンのような平等論者の疑問に対して、マチャンは<消極的自由は衝突しないが積極的権利は衝突してしまう。この衝突を解決できる首尾一貫した原理は存在しないから恣意的な決定に至らざるをえない>という答を与えるだろう（pp.23—25）。しかし例外的なケースでは消極的権利同士が衝突することもあるだろうし、そもそも平等主義者は<時に権利の衝突が起きるのは避けられないことで、その場合は公正といった理念や民主的決定や正統性ある裁定によって解決すればよい>と反論するかもしれない（cf. ch.2, n.10）。だから消極的自由の優先性を主張するためには、マチャンのようにそれが衝突しないという理由を持ち出すのもいいが（というのは、紛争解決基準が明快で裁量の余地がないということはやはり大きな長所だから）、それだけでは不十分である。

自己所有権テーゼという、別の説得力ある論拠にも頼るべきである。

自己所有権テーゼは、個人の理性使用の重要性に訴えかけるマチャンの自然権論とも調和するはずである。なぜなら理性的活動は決して身体から独立した精神の作用ではないからである。この主張は、単に精神が脳という身体の一部の機能であるという意味にとどまらず、精神の活動は自らの身体の利用全体の中に現実化しているということも意味している。人が自分の理性を十全に働かせるためには、自分の身体への排他的支配権を持っていることが必要なのである。

ただし消極的自由しか道徳的権利として認めないマチャンのリバタリアニズムは、たとえ純粹ではあっても極端すぎて説得力が乏しいだろう。〈本人の責任でない極端な窮状は救済されるべきである〉という人道的考慮を無視することは難しい。その考慮の結果として、他の点では正当な財産権が制約されるとしてもやむをえないと私は考える(森村 [2004])。マチャンは自分の能力だけでは生活していけない人々について、彼らは家族や社会の中で自発的な援助を得られるから公的扶助は必要がないと考えている。このような想定はアメリカのリバタリアンの多くがとっているものだが、私は自発的援助の果たす役割についてそれほど楽観的にはなれない。またマチャンが、人間の共同体にとっての危険は、自分の努力と幸運によってではなしに他人からの略奪によって生きようとする人々だと主張する(p. 13)のはもっともだが、だからといって少しでも公的扶助を認めてしまうとその結果社会生活が不可能になったり著しく悪化したりするとは思えない。現代の自由社会にはそれだけの余裕があるだろう。

なお私のように人道主義的な考慮から最低限の公的な生活保障が必要だろうと認めるとしても、それは現状のような福祉国家を是認したり、ましてダンカンのように政府は市民に対して実質的な機会の平等を保障すべきだと主張したりするのは天地ほどの違いがある。

(2) ダンカンが第二章で指摘した、マチャンは私有財産の正当化を提出していないという批判にもマチャンはこの本では直接答えていない。おそらく彼は功利主義的な理由よりも自然権論によって私有財産が認められると考えているのだろうが、そのような議論にもさまざまなヴァージョンがあるのだから、自分の見解を明らかにした方がよかった。そうしないと、財産権の帰属はすべて手段的ある

いは便宜的な理由によって決めてよいかのような分配主義の前提に反論できないと判断されてしまう恐れがある。

(3) 次にダンカンが第三章で提起した〈チャリティーの不十分さ〉の反論について。マチャンは徴税という強制的手段なしに政府の財源をいかにまかなえるかというこの問題について、本書でほとんど触れていない。しかしともかく彼は複数の注 (ch.1, n.27; ch.3, n.8) において、自分が以前発表した「公共財の問題を解消する」(Machan [1982]) という論文の参照を指示している。マチャンはその論文で、法的拘束力ある契約の締結に料金を課したり、裁判の敗訴者や犯罪の犯人に必要な法執行の費用を支払わせたりすればいいと主張している。それだけでは財源として小さすぎるという批判に対しては、リバタリアンが正統だと考える政府は現代の国家よりもずっと小さいからそれで足りるだろうとマチャンは答えてもいる。

マチャンのこの提案はどう評価すべきだろうか？ 確かにそれはリバタリアンの観点から真剣に考慮すべきものである。しかし裁判の敗訴者や不法行為者には資力のない人も多いただろうし、小さな政府とはいえ料金だけではやっていけない政府事業は多いただろうから、マチャンの提案を受け入れるとしてもそれ以外に財源が必要だろう。特に私のように政府が最小限の社会保障機能を果たすべきだと考えるなら、一層そうなる。

(4) ここまではダンカンのマチャン批判に理由があると思われる点をあげたが、私がダンカンの議論に賛成できない点はそれ以上に多い。

まずマチャンのリバタリアニズムが「人間の尊厳」を十分に守らないという批判について。ダンカンは「尊厳」という言葉を大変愛用する。そのため本書巻末の索引で一番スペースをとっている事項は「権利」だが、その次は「デモクラシー」でも「平等」でも「自由」でも「公平」でもなく「尊厳」である。だがこの言葉は極めて曖昧なものであって、尊厳を尊重すべきだという主張は、リバタリアンな仕方でも平等主義の仕方でも解釈できる。ダンカンの理解する「人間の尊厳」の尊重は個人の理性的選択能力の発揮の能力と密接に結びついているが、リバタリアンならばそれを他の人間からの強制の欠如と結びつけるだろう。さらに「人間の尊厳」の尊重をダンカンのように解釈するとしても、それがただちに

実質的な機会の平等に結びつくわけではない。

私自身はできれば「尊厳」という言葉を避けたい。なぜならそれは日本の憲法24条2項や民法2条に「個人の尊厳」という形で出てくる言葉だが（日本語の「尊厳」と英語の“dignity”は違うなんて言わないで下さい）、他と比較できない絶対的な価値というニュアンスやキリスト教的人間観やカントの道徳理論への連想がこびりついており、しかもしばしば自己決定を外から制限するために使われる言葉だからである。ともかくこの言葉を使う人はその観念の内容をダンカンよりも特定すべきである。

(5) ダンカンには自分の「機会の平等」という分配的平等主義を支持する議論らしい議論をほとんど提出していない。彼は多くの平等主義者と同様、本人に責任を帰せられない利害の不平等は不正であり平等化されるべきだという信念を当然視しているようだ。しかしII 1の最後で述べたように、それは万人が共有しているものではない。

その信念と矛盾する有力な信念がある。第一に、各人は自分の身体とその自由に対する支配権を持っているという自己所有権テーゼを受け入れるならば、それぞれ異なった各人の暮らし向きが、本人の自由な活動の結果として、また気質・性格や外見の結果としても、違ってくるのは当然である。第二に、個人にとって本当に重要なのは他の人々との比較において相対的に自分の暮らし向きがどの位置にあるかではなくて、絶対的な水準で暮らし向きがよいことであると考えることができる。そう考えると、問題なのは不平等ではなくて絶対的貧困である。この発想はモットーとして<等しからざるを憂えずして貧しきを憂う>と簡潔に表現できる。

(6) 同様にダンカンには、民主的な集団的決定は個人レベルにまで分権化された決定よりも望ましいと当然のように想定しているようだ。確かに彼は第6章で主張しているように、民主的決定の範囲に含まれない憲法的権利があると言っているが、それ以外の領域については、集団的決定がもたらしうる利益分配型政治の弊害と個人的決定の意義をほとんど考慮していない。

この点と関係して、ダンカンには個人的自由、特に経済的自由が人間の生活を豊かにしてきたということを見失っている。彼は産業革命期から20世紀初頭までの

英国の労働者の生活状態が今よりもずっと悪かったことを労働基準法とか最低賃金法とかいった労働条件に対する規制の不存在のせいにしてているが (pp. 58f.)、彼らの生活状態はそれ以前よりも悪くなったのかとか、現代の方が労働条件がよくなったのは自由な経済とテクノロジーの発展のためではないかといった問いかけはしようとしてもしない。

一方マチャンもそういった帰結主義的な議論をあまりしようとしないが、それは彼がかなり純粋な自然権的リバタリアンだからである。だが帰結主義的な議論もリバタリアニズムを支持する有力な根拠になる。いや、かりに自然権が人々の生活水準を悪化させてしまうなら、自然権論は説得力を失ってしまう。これは私の推測にすぎないが、なぜ現実には人々が程度の差はあれ自己所有権テーゼに直観的な説得力を感じずのかといえ、その大きな原因の一つは、この主張に従うことが一般的には人々の生活水準の向上をもたらす傾向があるからではないだろうか。

文献

- 森村進 [1995] 『財産権の理論』弘文堂
- 森村進 [1997] 『ロック所有権の再生』有斐閣
- 森村進 [2001] 『自由はどこまで可能か』講談社現代新書
- 森村進 [2004] 「リバタリアンが福祉国家を批判する理由」塩野谷祐一ほか編『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- Cohen, G. A. [1995], *Self-ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge University Press. [コーエン著、松井暁・中村宗之訳『自己所有権・自由・平等』青木書店]
- Duncan, Craig and Tibor R. Machan [2005], *Libertarianism: For and Against*, Rowman and Littlefield Publishers.
- Gauthier, David [1986], *Morals by Agreement*, Oxford University Press. [ゴティエ著、小林公訳『合意による道徳』木鐸社]
- Kymlicka, Will [2002], *Contemporary Political Philosophy: An Introduction*, Second edition, Oxford University Press. [キムリッカ著、千葉眞・岡崎晴輝ほか訳『新版 現代政治理論』日本経済評論社、2005年]

(22) 一橋法学 第 5 卷 第 1 号 2006年 3 月

Lueck, Dean [2004], “First Possession as the Basis of Property”, in T. L. Anderson and F. S. McChesney (eds.), *Property Rights: Cooperation, Conflict, and Law*, Princeton University Press.

Machan, Tibor R. [1982], “Dissolving the Problem of Public Goods: Financing Government without Coercive Measures”, in Tibor R. Machan (ed.), *The Libertarian Reader*, Rowman and Littlefield.

Morimura, Susumu [2004], “In Defense of Liberal Imperialism”, *ARSP Beiheft Nr.96*.

Nozick, Robert [1974], *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. [ノージック著、嶋津格訳
『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社]